

発議第 1 1 号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する意見書

地方自治法第 9 9 条及び松伏町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 2 6 日提出

提出者	松伏町議会議員	佐藤	永子
賛成者	松伏町議会議員	川上	力
賛成者	松伏町議会議員	長谷川	真也
賛成者	松伏町議会議員	松岡	高志

松伏町議会議長 増田 等 様

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する意見書

令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会から衆議院小選挙区の改定案が勧告された。同審議会では、令和2年国勢調査の結果による人口が令和3年6月25日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきたとされている。

改定案では、一票の格差を2倍未満としたほか、小選挙区ごとの有権者数の較差が縮小され、これまで課題とされていた各小選挙区における行政区の分断が整理されるなど一定の成果が表れている。一方で、松伏町が属する埼玉第十四選挙区においては、現行の区割りを三分割するという大きな変化があり、戸惑いを覚えずにはいられない。

松伏町はごみ処理を埼玉東南部5市1町で構成する東埼玉資源環境組合で行っている。さらに水道事業は越谷・松伏水道企業団で、消防は吉川松伏消防組合で担っている。併せて現在の小選挙区は平成の大合併以前の北葛飾郡を踏襲したものであり、この地域は埼玉県東部地域の河川の治水事業、農業を支える葛西用水土地改良事業など歴史的結びつきは強い。

選挙区の見直しは一票の格差のみでなく、当該地域の広域行政の実情や歴史的背景など十分に反映されるべきである。また、政治や選挙を我がこととして身近に感じるには当該地域の課題の一体性や、地域住民の生活圏域なども検討されるべきである。今回の改革案ではこういった点が欠けていると指摘せざるを得ない。よって、当該地域の実情を考慮した区割りに見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月26日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 寺田稔様